

自然災害発生時における業務継続計画

合同会社 チキサニ

令和6年4月1日

1. 総論

(1) 基本方針

① 利用者・職員の安全を守る

命があつてのサービスの継続であり、災害時においても命に関わる業務を優先する。

② 早期の事業再開を目指す

災害時発生において、早期の復旧を図るため、優先する業務を実施する体制と対策を事前に定めて、業務の継続へ万全を期す。

③ 地域との連携

介護を必要とする人の地域での生活を支えるため、地域との連携は不可欠である。

(2) 推進体制

| 主な役割 | 部署・役職 | 氏名 | 補足 |
|-------------|-------|--------|----------|
| 法人全体の責任者 | 代表社員 | 片岡 愛子 | 推進責任者 |
| 全体のとりまとめ | 企画部部长 | 畑中 栄二 | 推進副責任者 |
| 建物等設備の安全確保 | 企画部課長 | 横内 拓 | 推進員 ポッケ |
| 〃 | 企画部 | 大橋 忠人 | 推進員 チキサニ |
| 利用者・職員の安全確保 | 企画分係長 | 谷口 知高 | 推進員 チキサニ |
| 〃 | 企画部 | 辰口 健太郎 | 推進員 ポッケ |
| 資金の確保 | 代表社員 | 片岡 愛子 | |
| 〃 | 企画部部长 | 畑中 栄二 | |

(3) リスクの把握

① ハザードマップの確認

※ハザードマップ等の地図 (別紙：参照)

- ① 南 18 条 (チキサニ・ユーカラ・ピリカ 水害時 防災マップ)
- ② 南 18 条 (チキサニ・ユーカラ・ピリカ 地震時 防災マップ)
- ③ 南 19 条 (児童発達さぼーと ポッケ・ノンノ 水害時 防災マップ)
- ④ 南 19 条 (児童発達さぼーと ポッケ・ノンノ 地震時 防災マップ)

② 被災想定

【自治体公表の被災想定】

交通被害 影響度 A ランクの割合が高い (緊急輸送道路)

道 路：大規模な被害は発生する可能性がある区間、かなりの確率で緊急輸送道路における緊急輸送道路における緊急輸送に大きな支障が発生すると想定される。

橋 梁：道路と同様の被害を想定する。

鉄 道：運行遅延、休止等発生すると想定される。
日頃から暴風や地震等で遅滞している。

ライフライン

| | | | | | | | | |
|-------|-----------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 上水道：夏 | 断水世帯 | 直後 | 38.431 | 1日後 | 20.790 | 1週間後 | 13.907 | |
| | 冬 | 断水世帯 | 直後 | 38.431 | 1日後 | 20.790 | 1週間後 | 15.761 |
| 下水道：夏 | 影響人口 | 直後 | 11.513 | 1日後 | 10.970 | 1週間後 | 7.271 | |
| | 冬 | 影響人口 | 直後 | 11.513 | 1日後 | 11.806 | 1週間後 | 8.528 |
| 電 気：夏 | 影響人口 | 直後 | 11.513 | 1日後 | 10.970 | 1週間後 | 7.271 | |
| | 冬 | 影響人口 | 直後 | 11.513 | 1日後 | 11.806 | 1週間後 | 8.528 |
| ガ ス：夏 | 要安全点検需要家数 | 直後 | 278.085 | 1日後 | 263.449 | 1週間後 | 175.633 | |
| | 冬 | 要安全点検需要家数 | 直後 | 402.641 | 1日後 | 392.317 | 1週間後 | 330.372 |
| 通 信：夏 | 普通回線 | 直後 | 2.927 | 1日後 | 2.357 | 1週間後 | 0 | |
| | 冬 | 普通回線 | 直後 | 5.474 | 1日後 | 4.692 | 1週間後 | 0 |

復旧所要日数

| | | | | | | | | |
|-----|--------|--------|----|--------|-------|----|-------|-------|
| 上水道 | 夏 19 日 | 冬 27 日 | 電気 | 夏 5 日 | 冬 7 日 | 通信 | 夏 5 日 | 冬 7 日 |
| 下水道 | 夏 19 日 | 冬 27 日 | ガス | 夏 20 日 | 40 日 | | | |

【自施設で想定される影響】

自治体発表の被災想定から自施設の設備等を勘案のうえ記載する。

また時系列で整理することを推奨する。地震災害（震度6以上）による最長3日程度のライフラインへの影響を想定する。

本社併設の共同住宅と通所施設の場合を以下に示す。

| | 当日 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | 7日目 |
|------|------|------|------|-----|-----|-----|-----|
| 電力 | 停止 | 停止 | 停止 | 復旧 | | | |
| E V | 停止 | 停止 | 停止 | 復旧 | | | |
| 飲料水 | 備蓄 | 備蓄 | 備蓄 | 備蓄 | 備蓄 | 備蓄 | 復旧 |
| 生活用水 | 給水車 | 給水車 | 給水車 | 給水車 | 給水車 | 給水車 | 復旧 |
| ガス | 備蓄 | 備蓄 | 備蓄 | 備蓄 | 備蓄 | 備蓄 | 調達 |
| 携帯電話 | 利用制限 | 利用制限 | 利用制限 | 復旧 | | | |
| メール | 遅延 | 復旧 | | | | | |

(3) 優先業務の選定

① 優先する事業

<優先する事業>

(1) 居宅介護事業所（本社併設の共同住宅チセピリカへの支援業務）

通所事業所が閉所（サービスを停止）した場合は、閉所した事業所の職員が可能な場合は共同住宅チセピリカへの補助業務を検討する。

<当座休止する事業>

(1) 南18条 通所事業所（生活介護事業所 ピリカ）

(2) 南19条 通所事業所（児童発達さぼーと ポッケ）

優先する事業の安定状況や、被災状況（交通状況、ライフライン等）を考慮し早めに再開する。

② 優先する業務

※最優先する事業は、居宅介護事業で支援する「共同住宅チセピリカ」においては、利用者の生活

機能を維持するための業務を優先する。

具体的な優先業務は、与薬介助、食事介助、排泄介助を原則とする。

共同住宅チセピリカ 利用者6名（男性3名・女性3名）

| 優先業務 | 必要な職員数 | | | |
|------|--------|----|----|----|
| | 朝 | 昼 | 夕 | 夜間 |
| 与薬介助 | 6人 | 6人 | 6人 | 0人 |
| 食事介助 | 6人 | 6人 | 6人 | 0人 |
| 排泄介助 | 6人 | 6人 | 6人 | 2人 |

・衛生面の清拭等については、給水車による給水量の状況を考慮し、朝、昼、夕、の職員で検討し実施する。

(4) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

研修・訓練・BCPの見直し

目的：災害発生時「慌てない心」を養い、利用者様の安全な状態を確保する。

- (1) 具体的な災害を想定した災害対応訓練を（年2回5月・11月）、実施する。訓練では、職員等が役割分担に応じた行動手順を実施し、利用者にも参加してもらう。一連の訓練のうち、人命確保の観点から特に避難訓練を重視するものとし、避難場所や避難経路、避難方法等の妥当性について確認するとともに、自力での避難が困難な利用者の避難方法を訓練の中で検証する。
訓練実施後は、必要に応じて訓練参加者でミーティングを行い、訓練状況の検証を行い、本計画の見直しを行う。
- (2) 避難訓練に合わせ建物及び付属物の点検及び、建物内部の什器等の転倒防止策の確認、各設備の状況を確認し、修繕及び不足な点があれば、改善に向けての提案を推進責任者又は、推進副責任者に提出する。
- (3) 研修は、年2回各部署において行う。

平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

① 建物の耐震措置

- ・ 南18条 本社建物 平成29年建設の建物の為、現在の建築基準を満たしている。
- ・ 南19条 児童通所施設 平成30年建設の建物の為、現在の建築基準を満たしている。
- ・ 南19条 コミュニティースペース・ノンノ 昭和62年建設の一般住宅であるが、令和元年購入。

② 設備の耐震措置

- (1) 居室・共用スペース・事務所など、職員、入所者・利用者が利用するスペースでは、設備・什器類に転倒・転落・破損等の防止措置を講じる。

- (2) 不安定に物品を積み上げず、日頃から整理整頓を行い、転落を防ぐ。
破損して飛散した場合に特に留意が必要な箇所や避難経路には必要に応じて飛散防止フィルムなどの措置を講じる。
- (3) 消火器等の設備点検及び収納場所の確認を行う。
※設備等に関しては、各事業所で定期的な日常点検を実施する事。

③ 水害対策

- (1) 南18条、南19条共に、施設周辺は、水路が氾濫する恐れ、建物が浸水する危険性のない場所ではあるが（札幌市風水害用防災マップ参照）定期的に札幌市の防災マップを確認する事。
- (2) 外壁のひび割れ・欠損等はないか、周囲に倒れそうな樹木がないか定期的に確認する。
- (3) 暴風により危険性がある箇所がないか定期的に確認する。

初動時の対応

- (1) BCPの発動直後から、各職員が以下を並行して行う。

① 事業所に居る職員

- ・自分自身、および関係者の安全確保・確認
- ・揺れが収まるまで頭を保護し待機
- ・避難経路の確認と確保。ガラス片等で受傷しないよう注意。
- ・必要に応じ避難計画に沿って非難する。
- ・ご利用者の対応業務と復旧作業にあたる。

以後は、可能な限りウ所定の行動を行う。但し自身の家族等について必要な場合は、その安否確認等を優先する。

② 事業所に居ない職員

- ・自分自身、および安全確保・確認・参集
- ・各自、家族の安全確保等必要な対応が完了次第、本部に安否の状況報告をする。
- ・動ける者は各々事業所へ参集、ご利用者の対応業務と復旧作業にあたる。
- ・本部が全員の状況確認。全員無事の場合、次の段階に移る。
- ・音信普通、受傷、行方不明など安全が危ぶまれる者がいる場合、出来る限り全員で連携し安全確保に努める。

但し、自らを犠牲にしてはならない。

(2) 職員の参集後

・担当ご利用者の安否確認や救助を可能な範囲で行う。

1 災害発生時、自宅に居ると思われるご利用者に対して

被災状況、障がい区分、家族構成等の有無等を考慮し最も優先度の高いと思われるご利用者から安否確認を行う。救護が必要と判断された場合は可能であれば救護に行く。

2 災害発生時、通所やショートに居る場合、又は訪問介護利用中と思われるご利用者に対して

事業所に電話をかけ安否確認・報告をする。対応は原則として現場の事業所に任せる。

(2) 電気・ガスが止まった場合の対策

南 18 条 電気が止まるとセントラルヒーティングも止まる。

| 稼働させるべき設備 | 自家発電機もしくは代替策 |
|---|-------------------------------|
| 情報機器：電話、パソコン、テレビ、インターネットなど | 簡易自家発電機では対応が困難 |
| 生活家電：冷蔵庫、洗濯機 | 冷蔵庫は作り置きの水や保冷剤などを使用、洗濯機は使用が困難 |
| 照明機器：照明、懐中電灯など | 懐中電灯などを使用 |
| 暖房機器：エアコンが使用できないので | 毛布、使い捨てカイロ、ポータブル灯油ストーブ |
| 調理機器：ガスレンジ（電気） 地震により電気が復旧するまではガスレンジ停止。 | カセットコンロ |
| 給湯設備：給湯機器（電気） 地震により電気が復旧するまではガスレンジ停止。 | 入浴中止、清拭 |

南 19 条 児童通所施設

| 稼働させるべき設備 | 代替策 |
|---|-----------------------------|
| 暖房機器：エアコン | 毛布、使い捨てカイロ、ポータブル灯油ストーブ |
| 調理機器：ガスレンジ 地震により機器や建物に損傷がない場合の停止、都市ガスの復旧ボタンで使用可能にする。 | ホットプレート、電気湯沸かし器（電気が使用可能な場合） |
| 給湯設備：給湯機器 地震により機器や建物に損傷がない場合は停止 | 温水は復旧するまで使えない。 |

(3) 水道が止まった場合の対策

- ・飲料水の確保

※ 2 L ペットボトル 72本

【1人3ℓ/日×3日×(利用者6人分+職員10人分)】

あらかじめ水道が止まることが予想される場合は、空きペットボトルやタンク等で水道水を飲料用に確保する

- ・生活水の確保

※非常時に必要となる生活水はポリタンクやバケツ等に入れて使用する。

(4) 通信が麻痺した場合の対策

① 固定電話

施設内の固定電話は電気を使用するため、停電時は使用不可。

② 携帯電話

施設内停電中でも携帯電話の基地局に電源が供給されている状況ならば使用可能。

非常時の連絡は、緊急連絡網を使用して連携を取り合う。

(5) システムが停止した場合の対策

I パソコン

施設内が停電した場合は使用不可能。

停電時は手書きによる日常書類を作成するなどの柔軟な対応が必要。

また雷や浸水、故障など予期せぬトラブルによりデータが喪失する可能性があるため、こまめにUSB等にバックアップすることが必要。

II 国保連合会請求ソフト

施設内が停電した場合は使用不可能。

浸水により請求用パソコンが被害を受けることが予想される場合は、高い場所へ移設するなどの措置を講じる。

(6) 衛生面（トイレ等）の対策

【利用者】

(1) トイレ対策

施設内が停電した場合はトイレのタンクに水が貯められないので使用ができなくなる。事前に停電が予想できる場合はバケツに水を貯めておくことにより数回は使用できる。

停電が長時間に及ぶ場合は、トイレに非常時用ポータブルトイレ等を設置して使用する。

(2) 汚物対策

おむつ等の排泄物はビニール袋などに入れて密閉し施設外のごみ箱へ保管する。

また、ごみ箱が許容量を超えた場合はブルーシートなどで覆い駐車場の一角に一次保管する。

【職員】

トイレ対策・汚物対策は、職員も上記（利用者）と同様、水が流せない間は、トイレに非常時用ポータブルトイレ等を設置して使用する。

（８） 必要品の備蓄

- 行政支援開始の日安である被災後３日目まで、自力で業務継続するため備蓄を行う。

災害時の備品リストは、南 18 条と南 19 条の建物ごとに作成。

・別紙（災害時の備蓄品リスト）参照

- ① 南 18 条 本部・生活介護事業所ピリカ・ヘルパーステーション ユーカラ
（共同住宅チセピリカ分を含む。）
- ② 南 19 条 児童発達さぼーと ポッケ

《定期的にリストの見直しを実施する。》

備蓄品によっては、消費期限があるため、各建物のメンテナンス担当者を決め、定期的に買い替えるなどのメンテナンスを実施する。

（９） 資金手当て

災害に備えた資金手当ては以下のとおりとする。

手元資金の現金は、ユーカラ 20 万円、通所事業所各 5 万を上限として保有する。

（10） 損害賠償保険

《建物に関する損害賠償保険》

- ・南 18 条の建物は、三井住友海上火災保険の「すまいの火災保険」
（火災・地震ともに対応）
- ・南 19 条 児童通所施設 三井住友海上火災保険のビジネスキーパー（スタンダードプラン）
（人が住んでいないため地震保険は適用外）
- ・南 19 条（ノンノ）三井住友海上火災保険のビジネスキーパー（ワイドプラスプラン）
（人が住んでいないため地震保険は適用外）

《設備什器等の保険》

南 18 条・南 19 条は東京海上日動保険の超ビジネス保険に加入している。

《利用者に対する損害賠償保険》

南 18 条・南 19 条共に、東京海上日動保険の超ビジネス保険に加入。

《職員に対する損害賠償保険》

南 18 条・南 19 条共に、東京海上日動保険の業務災害総合保険に加入。

《自動車に対する損害賠償保険》

損害保険ジャパンの「一般自動車保険 S G P」に加入している。

3. 緊急時の対応

(1) B C P 発動基準

災害に関する情報の入手方法・地震・風水害による B C P の発動する基準は以下のとおりとする。

◆災害に関する情報の入手方法（インターネットを利用した主な収集先）

- ① 札幌防災ポータル (<https://bousai.city.sapporo.jp/>)
- ② 札幌市危機管理局 X (旧 Twitter) (https://twitter.com/sapporo_bousai)
札幌市危機管理局 X (旧 Twitter) 運用ポリシー
(<https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/twitterpolicy.html>)
- ③ 札幌市広報部 X (旧 Twitter) (https://twitter.com/Sapporo_PRD)
札幌市広報部 X (旧 Twitter) 運用ポリシー
(<https://www.city.sapporo.jp/koho/socialmedia/policy/index.html>)
- ④ 地デジによる市政情報の発信 (https://www.city.sapporo.jp/somu/koho/i_sapporo/)
- ⑤ 札幌市防災情報 (<https://www.bousai-hokkaido.jp/>)

・地震による B C P 発動基準

- ① 札幌市周辺において、震度 6 弱以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、推進責任者である代表社員が必要と判断した場合。
- ② 地震により建物の一部倒壊、ライフライン（電気、水道、ガス）の停止、通信手段の途絶、道路の寸断等による孤立により通常の業務が継続し難い状況の場合。

・風水害による B C P 発動基準

- ① 大雨警報（土砂災害）・洪水警戒が発表され、被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、推進責任者である代表社員が必要と判断した場合。
- ② 風水害により建物の一部倒壊、ライフライン（電気、水道、L P ガス）の停止、通信手段の途絶、道路の寸断等による孤立により通常の業務が継続し難い状況の場合。

① 本社

| 管理者 | 代替者① | 代替者② |
|---------------|----------------|--------------|
| 代表社員 片岡 愛子 | 企画部部长 畑中 栄二 | 企画部 大橋 忠人 |

② ヘルパーステーション ユーカラ

| 管理者 | 代替者① | 代替者② |
|--------------------|-----------------|-----------------|
| サービス提供責任者 谷口 知高 | 男性職員担当 増田 雄介 | 女性職員担当 青山 香織 |

③ 生活介護事業所ピリカ

| 管理者 | 代替者① | 代替者② |
|--------------------|----------------|-----------------|
| サービス管理責任者 片岡 愛子 | ピリカ 職員 沈 載明 | ピリカ 職員 沼田 元春 |

④ 児童発達サポート ポッケ

| 管理者 | 代替者① | 代替者② |
|-------------|---------------------|-----------------|
| 管理者 横内 拓 | 児童発達管理責任者 辰口 健太郎 | ポッケ 保育士 和田 優 |

(2) 行動基準

被災時における個人の行動基準は以下のとおりとする。

- ① 職員及び利用者及び職員の安全確保
命を守る行動を最優先とし、被害状況を落ち着いて判断し必要に応じて施設外へ避難すること。
- ② 二次災害への対策（火災、建物倒壊など）
安全が確保できる状況になったら、火災や建物倒壊の危険性がないか点検を行い、危険箇所は立入禁止等の措置を講じること。
- ③ 共同住宅に住む利用者の生命維持
職員の安否確認を行うとともに、出勤可能な職員を把握し職員数に応じた優先業務の選定を行う。また災害状況に応じて優先事業の選定も同時に行う。

(3) 法人内事業間の連携と外部機関との連携

- ① 法人内事業間の連携は緊急連絡網を使用して行うこととし、優先事業の選定で休止になった事業所の職員は入所施設で業務を行うこととする。
- ② 外部機関との連携を図り人的及び物的の支援を要請する。

札幌市防災危機管理部

ア 札幌市防災危機管理課（電話：011-211-3062 ・ FAX：011-218-5115 ）

(4) 情報発信

- ① 利用者の安否確認情報は家族へ速やかに行う。また、災害復旧が長期間に及ぶ場合は定期的に情報発信を行う。
- ② 施設や事業所の被災状況等をホームページ等で情報発信する。公表のタイミングや範囲、内容、方法などについては慎重に精査すること。

(5) 対応体制

災害時における組織としての対応体制は以下のとおりとする。

- ・代表社員を災害対策本部長、企画部部長を災害対策副本部長(以下、「本部長、副本部長」とする。管理者など、事業所の長にあたる者を災害対策責任者(以下、「責任者」とし、本部長の統括のもと災害対策本部(以下「本部」)が中心となり対応を進める。
- ・責任者は事業所組織における意思決定、事業所代表として外部との連携、現場への指示、情報の集約と分析、法人本部への報告等を行う。

意思決定の方法は原則として責任者が行うが、責任者で判断が難しい場合は、本部長を中心とする法人本部の指示を仰ぐものとする。

(1) 情報班(企画部・各責任者・介護職員・通所職員)

- ① 行政や外部機関と連絡を取り、正確な情報の入手に努めるとともに適切な指示を仰ぎ本部長または副本部長に報告する。また、指示事項等を緊急連絡網により施設内の職員で情報を共有する。
- ② 利用者家族及び、必要に応じ関係機関へ利用者の状況等を連絡する。

(2) 消火班(企画部・介護職員・通所職員)

地震発生直後は直ちに火元の点検、ガス漏れの有無などの確認を行い、発火の防止に万全を期するとともに発火の際は消火に努める。

(3) 応急物資班(企画部・介護職員・通所職員)

食料や飲料水などの確保に努めるとともに、食料や飲料水の配布を行う。

(4) 安全指導班(企画部・各責任者・介護職員・通所職員)

利用の安全確認、施設設備の損傷を確認し報告する。本部長または副本部長の指示があれば利用者の避難誘導を行う。

(5) 救護班(企画部・介護職員・通所職員)

負傷者の救出、応急手当及び病院等への搬送を行う。

(6) 地域班(企画部・各責任者)

地域住民等と共同した救護活動、ボランティア受入体制の整備や対応を行う。

(6) 対応拠点

※緊急時対応体制の拠点場所は、合同会社チキサニ 本社2階応接室とする。
また、通所児童に於いては、児童発達さぽーとポッケ事務室とする。

(7) 安否確認

(1) 利用者の安否確認

- ① 共同住宅居住者は、災害直後に介護職員が安全確認を行い、緊急連絡網でスタッフに情報を共有する。尚、負傷者がいる場合は応急処置を行い必要な場合は医療機関へ搬送する。
- ② 通所事業所は、災害直後に担当する生活介護のサービスの生活支援員や、児童通所保育士等が当日の利用者の安全の確認を行い、負傷者がいる場合は緊急連絡先に連絡するなど必要な措置を講じる。
また、事業所の利用者の安否確認を行い、リストを作成する。

(2) 職員の安否確認

- ① 災害直後に緊急連絡網を利用して安否確認を行う。また、出勤可能な状況か同時に確認する。

(6) 職員の参集基準

発災時の職員の参集基準を記載する。なお、自宅が被災した場合など参集しなくてもよい場合についても検討し、記載することが望ましい。

災害時における職員の参集基準は以下のとおりとする。

(1) 参集方法

- ① 参集する方法は緊急連絡網を利用して行う。
- ② 通信網が麻痺した場合は、出勤不可能な場合に該当しない職員で、施設から概ね2.5キロメートル以内の職員は出勤することとする。
尚、この場合でも出勤に際して道路の陥没や橋梁の落下などにより迂回が困難な場合は参集しなくてもよい。

(2) 出勤不可能な場合

自宅が被災または道路が寸断する等の理由により出勤することで職員に危険が及ぶ場合には参集は行わないこと。

(7) 施設内外での避難場所・避難方法

(1) 施設内の避難

施設内での避難場所は原則として、共同住宅は共同住宅リビング、生活介護事業所は活動室、児童発達さぽーとポッケはプレイルームとする。
但し、各部屋が被災した場合は廊下等へ避難する。

(2) 施設外の避難

| |
|---|
| <p>□地震により施設外へ避難を開始する判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市より避難指示が出されたとき ・建物が倒壊しそうなとき ・周辺で火災が発生し、こちらに燃え広がる可能性があるとき ・土砂崩れ等の危険があるとき ・内装等の損壊、物品の落下等の程度が著しいとき ・利用者が怖がる等、事業所建物内に留まることが困難なとき ・管理者が危険と判断したとき |
| <p>□風水害により施設外へ避難を開始する判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市より障がい者避難が出されたとき ・建物が倒壊しそうなとき ・雨漏りや風の吹き込み、または利用者が怖がる等、事業所建物内に留まることが困難なとき ・管理者が危険と判断したとき |

【避難場所及び避難経路】

① 避難場所

| | |
|-----|---|
| 地震 | <ul style="list-style-type: none"> ・建物が倒壊しそうなとき 重度身心障害者は福祉避難所、又は伏見小学校、児童発達サポートポッケは、自宅に戻れない利用児童は伏見小学校へ避難。 <p>災害時、避難場所を参考に、臨機応変に対応する事。</p> |
| 風水害 | <ul style="list-style-type: none"> ・同上 |
| 火災 | <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市の指示に従う。 |

② 避難経路

| 第1候補場所 | 第2候補場所 | 第3候補場所 |
|----------------------------|----------------------------|-----------------------------|
| 伏見小学校 南 18 条西 15 丁目 1-1 | 山鼻小学校 南 14 条西 10 丁目 1-1 | 伏見中学校 南 16 条西 17 丁目 1-35 |

※第一避難所（伏見小学校）、第二避難所（山鼻小学校）、第三避難所（伏見中学校）福祉避難所になると思われる、視覚支援学校迄のルートは別紙参照の事。

③ 避難方法

| | |
|------------|--|
| <p>地震</p> | <p>ア 施設内で避難できる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員が各室をまわって避難誘導を行う。 ・避難場所の位置、経路、誘導する職員等の情報を職員が共有する。 ・利用可能な設備や器具、備蓄品等を最大限活用して、職員が協力して利用者の安全確保にあたり、施設内の安全な場所に誘導する。 <p>イ 施設外に避難する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ定める避難場所、避難経路のうち、災害の状況等に応じて、避難場所、経路を決定する。 ・職員が各室を回って避難誘導を行う。 ・避難場所の位置、経路、誘導する職員等の情報を職員が共有する。 ・必ず靴を履き、頭部保護のため、ヘルメットや座布団等を使用するとともに、転倒した場合に備え、軍手等を着用する。 ・屋外に出るときは落下物がないか、十分注意する。 利用者が屋外に出るときは、特に注意し、落下物があったときに利用者に当たらないよう、職員が板や毛布等で覆う。 ・いったん屋外に出たら、施設の安全が確認できるまで再び中には戻らない。 ・避難経路では、傾いた建物やブロック塀、自動販売機等倒壊のおそれがあるものには近寄らない。 ・避難はリフト車や乗用車に分乗して行うが、車両損壊や道路寸断等により自動車が使用できない場合は徒歩で行う。 利用者については、車椅子を使用する。 ・避難所に着いたら、直ちに点呼を取り、利用者等の安否確認を行う。 ・避難所では、被災地区から多くの住民が集まってくることが想定されるため、1箇所に集中して待機する。 ・利用者等の体調や様子をこまめにチェックし、必要に応じて医療機関等への搬送を避難所運営者に要請する。 ・携帯電話や避難所に設置される電話で利用者の家族に安否連絡をする。 |
| <p>風水害</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・概ね地震の場合と同じ。 但し、自動車による避難ができない場合には、足元が悪く、強風や豪雨、浸水等により危険なため、徒歩での避難は避け、札幌市や札幌市消防本部に救援を要請する。 |
| <p>火災</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・職員が各室を回って利用者の避難誘導を行う。 ・火災が発生した場所に応じて、火元より遠い避難場所に避難する。 ・屋外の安全な場所に着いたら、逃げ遅れた者がいないか確認する。 |

(8) 重要業務の継続

インフラ停止や職員不足、災害時に発生する特有の業務などの理由から業務量が増大することが考えられる。そのため、平常時の対応で選定した優先業務から特に重要な業務の継続方法を検討する必要がある。ライフラインの有無や職員の出勤状況等に合わせて時系列で整理する。

| 経過目安 | 夜間職員のみ | 発災後6時間 | 発災後1日 | 発災後3日 | 発災後7日 |
|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 出勤率 | 3% | 30% | 50% | 70% | 90% |
| 在庫量 | 100% | 90% | 70% | 20% | 100% |
| ライフライン | 停電、断水 | 停電、断水 | 停電、断水 | 断水 | 復旧 |

| 業務基準 | 発災後、職員、入居者の安全確認のみ | 発災後6時間、安全と生命を守るための必要最低限 | 発災後1日、食事、与薬中心 排泄は減 | 発災後3日、食事、与薬中心 排泄は減 | 発災後7日、ほぼ通常どおり |
|------|-------------------|-------------------------|--------------------|--------------------|---------------|
| 食事介助 | 休止 | 通常どおり | 通常どおり | 通常どおり | 通常どおり |
| 与薬介助 | 休止 | 通常どおり | 通常どおり | 通常どおり | 通常どおり |
| 排泄介助 | 休止 | 人員体制が整うまでは定時排泄で頻度も減 | 人員体制が整うまでは定時排泄 | 人員体制が整うまでは定時排泄 | ほぼ通常どおり |
| 入浴介助 | 休止 | 適宜清拭 | 適宜清拭 | 適宜清拭 | 光熱水が復旧次第入浴 |

(9) 職員の管理

① 休憩・宿泊場所

災害の状況に応じて、職員は極限の状況で業務を続けなければならないことが想定されるので十分な配慮が必要となる。休憩や宿泊スペース、勤務シフトに関することは以下のとおりとする。

(1) 休憩、宿泊スペース

災害発生後は職員が長期間帰宅できない場合が考えられるため、施設内での休憩、宿泊スペースが必要となることを考慮して場所を検討しておく。

(ヘルパーステーション ユーカラ職員)

| 休憩場所 | 宿泊場所 |
|---------------------|--------------------------|
| 合同会社 チキサニ 2階 応接室 | コミュニティースペース ノンノ 3階 和室 |
| | 生活介護事業所 ピリカ 短期入所室 |

(2) 非常時の勤務シフト

職員の体調や業務負担の軽減に配慮しつつ、参集職員の人数を考慮し勤務シフトを作成するものとする。

別紙：参照人員勤務シフト参照

(10) 復旧対応

(1) 破損個所の確認

災害直後に施設内外や設備等に破損がないか確認し、発見した際は写真等を撮り記録するとともに速やかに保守管理業者へ修繕の依頼を行う。特にライフラインに関する設備は優先して復旧を行う。

(2) 業者連絡先一覧

| 業者名 | 連絡先 | 業務内容 |
|--------------|------------------------------------|------------------------|
| ロコアホーム | 090-8271-5579 (塚本) | 建物全般 |
| 興亜防災設備 | 011-736-1811 (岩瀬) | 消防設備関係 |
| 明円ソフト開発 | 0125-24-5044 090-8901-0892 (大場) | パソコン設備関係 国保連請求ソフト関係 |
| アルソック | 011-817-1212 | 総合警備保障 |
| パナソニックエレベーター | 0120-08-6826 (鈴木) | |
| E 保険プランニング | 090-8426-7214 (林) | 保険全般 |

(3) 情報発信

災害による被害の状況や復旧の進行度合いなどは、ホームページ等を利用して情報発信する。公表のタイミングや範囲、内容、方法などについては慎重に精査すること。

4. 他施設との連携

法人の規模や職員数を鑑み、現段階では他施設との連携は難しい。

【協力医療機関等】

| 医療機関名 | 連絡先 | 連携内容 |
|---------------|---------------|-------------|
| ホサナファミリークリニック | 011-688-9807 | 緊急時の訪問診察・相談 |
| 生涯医療クリニックさっぽろ | 011-876-9670 | 緊急時の訪問診察・相談 |
| 訪問看護ステーションワッカ | 080-6076-0506 | 緊急時の訪問看護・相談 |

① 利用者情報の整理

避難先施設でも適切なケアを受けることができるよう、利用者様緊急シートを随時更新すると共に見直しを行なう。(共同住宅チセピリカに住む利用者様)

5. 地域との連携

※被災時の職員の派遣は現段階では、職員数等を考え難しい。

町内会等との地域連携については、高齢者の多くすむ地域の為今後の検討課題とする。

6. ヘルパーステーション ユーカラ (居宅介護・重度訪問介護 固有事項)

【平時からの対応】

- (1) 災害発生時、優先的に安否確認が必要な利用者について、あらかじめ検討のうえ、利用者台帳等において、その情報が解るようにしておくこと。
- (2) 緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段（携帯電話、メール等）を把握しておくこと。
- (3) 平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、利用者が他に利用しているサービス事業所等）と良好な関係を築くこと。そのうえで、災害時には安否確認やサービス調整等の業務に適切に対応できるよう、他のサービス事業所、地域の関係機関と調整を行うこと。
- (4) 利用者が福祉避難所へ避難する場合は、薬情報等が参照できるよう利用者各自の「緊急連絡シート」を持参するようスタッフに周知すること。

【災害が予想される場合の対応】

- (1) 訪問介護については、「台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止や縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめその基準を定めておくこと。」とされており、利用者や定める基準について、事前に情報共有し、把握しておくこと。
- (2) 必要に応じてサービスの休止も検討する。
- (3) 訪問介護については、台風や積雪などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、休止や余儀なくされる事を想定し、その際の対応方法を確認しておくと共に、他のサービス事業所や、地域の関係機関と情報共有のうえ、利用者や家族にも説明する。

【災害発生時の対応】

- (1) 被害発生時で事業が継続できる場合には、可能な範囲で「共同住宅チセピリカの利用者を最優先として支援にあたりるとともに、早期に状況把握をし、訪問サービスの実施は休止とする。必要な支援が行えるよう協力医療機関や、自治体との連絡調整を行うこと。
- (2) 利用者が避難所へ避難している際、サービスの提供が必要な場合が想定される為、地域の関係機関と連携しながら利用者の状況に応じて、必要なサービスが提供するように努める。
- (3) 災害発生時で事業が継続できない場合には、札幌市の関係機関と調整を行うこと。

7. 生活介護事業所ピリカ（生活介護・短期入所 固有事項）

【平時からの対応】

- (1) サービス提供中に被災した場合に備えて、利用者の緊急連絡先（携帯電話、メール等）を把握すること。
- (2) 法人及び、ヘルパーステーション ユーカラと連携し、利用者への安否確認の方法等を確認しておくこと。
- (3) 平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、自治会、利用者が他に利用しているサービス事業所等）との良好な関係を築くこと。

【災害が予想される場合の対応】

- (1) 台風や積雪などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止や縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめ基準を定めておくとともに、法人及び、ヘルパーステーション ユーカラとも情報共有のうえ、利用者やその家族にも説明する。
- (2) 必要に応じてサービスの休止や早退等も検討する。

【災害発生時の対応】

- (1) サービスの提供を長期間休止する場合は、法人及び、ヘルパーステーション ユーカラと連携し、必要に応じて他のサービス事業所への変更を検討する。
- (2) 利用中に被災した場合は、利用者の安否確認後あらかじめ把握している緊急連絡先を活用し、利用者家族等へ安否状況の連絡を行う。
- (3) 利用者の安全確保や家族等への連絡状況を踏まえ、順次利用者の帰宅を支援する。
- (4) 帰宅にあたっては、可能であれば利用者家族等の協力を得て行う。
- (5) 帰宅が困難な利用者は、札幌市と協議のうえ避難所への避難を検討する。

8. 児童発達さぽーと ポッケ (児童発達支援・放課後等デイサービス固有事項)

【平時からの対応】

- (1) サービス提供中に被災した場合に備えて、利用者の緊急連絡先（携帯電話、メール等）を把握すること。
- (2) 利用者への安否確認の方法等を確認しておくこと。
- (3) 平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政。自治会、利用者が他に利用しているサービス事業所等）との良好な関係を築くこと。

【災害が予想される場合の対応】

- (1) 台風や積雪などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止や縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめ基準を定めておくとともに、法人にも情報共有のうえ、利用者やその家族にも説明する。
- (2) 必要に応じてサービスの休止や早退等も検討する。

【災害発生時の対応】

- (1) サービスの提供を長期間休止する場合は、法人と連携し、必要に応じて他のサービス事業所への変更を検討する。
- (2) 利用中に被災した場合は、利用者の安否確認後あらかじめ把握している緊急連絡先を活用し、利用者家族等へ安否状況の連絡を行う。
- (3) 利用者の安全確保や家族等への連絡状況を踏まえ、順次利用者の帰宅を支援する。
- (4) 帰宅にあたって、可能であれば利用者家族等の協力を得て行う。
- (5) 帰宅が困難な利用者は、札幌市と協議のうえ避難所の避難を検討する。